

秘別第一三三號

別紙標杭建設ニ関スル件閣
議提出ス

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿



秘別第一三三號

沖繩縣下八重山群島ノ北西
ニ位スル久場島魚釣島ハ從
来無人島ナレ氏近來ニ至リ
談島ハ向ヶ漁業等ヲ試ムル
者有之之レカ取締ヲ要スル
ヲ以テ同縣ノ所轄トシ標杭
建設致度旨同縣知事ヨリ上
申有之右ハ同縣ノ所轄ト認
ムルニ依リ上申ノ通り標杭
ヲ建設セシメントス
石閣議ヲ請フ

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖



内中二

明治廿八年一月十四日

内閣書記官



内閣總理大臣 伊藤

内閣書記官長 大隈

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

市

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

文部大臣

別紙内務大臣請議沖繩縣下八重山群島、
北西ニ位スル久場島、魚釣島ト稱スル無人島ニ向
ケ近來漁業等ヲ試ムルモノ有之爲メ取締リ要

㊤[割印]

秘別第一三三号

標杭建設ニ関スル件

沖縄県下八重山群島ノ北西
ニ位スル久場島魚釣島ハ従
来無人島ナレドモ近来ニ至リ
該島ヘ向ケ漁業等ヲ試ムル
者有之レカ取締ヲ要スル
ヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭
建設致度旨同県知事ヨリ上
申有之右ハ同県ノ所轄ト認
ムルニ依リ上申ノ通り標杭ヲ
建設セシメントス
右閣議ヲ請フ

明治二十八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖㊤[内務大臣之印]